

但シ助船夫ニシテ船夫トナリタル時ノ勤続年數ハ此ノ任命ノ時ヨリ起算ス

第五條 當會社ハ退職慰勞金以外ニハ如何ナル名義ヲ問ハズ金品ヲ支給セズ

第六條 退職慰勞金支給ハ二十五年ニシテ之ヲ止ム

但シ二十六年以上ノ勤続者ニ在リテハ重役ノ決議ニヨリ相當ノ慰勞金ヲ追加贈與スルモノトス

第七條 一年未満ノ勤続月ニ對スル退職慰勞金ノ算出方法ハ六月未満ハ之ヲ切捨テ六月以上ハ半年トシテ計算ス

第八條 退職慰勞金支給ノ方法ヲ左ノ如ク定ム

勤続年限	退職慰勞金額	退職慰勞金額
一年	三五、〇〇	三年
二年	五五、〇〇	四年
		五年
		九五、〇〇

五年	一一五、〇〇	十六年	四二五、〇〇
六年	一四〇、〇〇	十七年	四六〇、〇〇
七年	一六五、〇〇	十八年	四九五、〇〇
八年	一九〇、〇〇	十九年	五三〇、〇〇
九年	二一五、〇〇	二十年	五六五、〇〇
一〇年	二四〇、〇〇	二十一年	六〇〇、〇〇
一一年	二七〇、〇〇	二十二年	六四五、〇〇
一二年	三〇〇、〇〇	二十三年	六八五、〇〇
一三年	三三〇、〇〇	二十四年	七二五、〇〇
一四年	三六〇、〇〇	二十五年	七六五、〇〇
一五年	三九〇、〇〇		

第九條 本規定ハ昭和七年十二月二十日ヨリ之ヲ實施ス

▼神戸富島組船夫の待遇改善闘争▲

生 昭和七年四月十三日
 決 昭和七年六月二十七日
 争闘参加人員 七十三名
 所用日數 七十四日

争闘形態 交渉
 交渉回数 九回

争闘概要

富島組神戸支店所属船夫の労働條件は、神戸港内に於ける他船主に比してやゝ恵まれたる條件の下におかれてゐるのであつたが、船夫間における災害及退職の場合に於ける條件の劣悪なるにかんがみ、これが制定の要望叫ばれて久しく、同年三月二十二日、大阪本社所属船夫の待遇改善にその端を發して要求されたものであつたが、船夫の産業平和に對する自重と會社側の誠意によつて、罷業の形態を執らず、單なる交渉によつて他にその類例を見ざる好條件を圖ひ獲つたものである。

四月十三日同社神戸支店支配人森山房次郎氏に提示したる要求書の内容

貴社所有船夫待遇に關する件

右件に關し先般大阪本社と大阪海友同志會との間に於て協約されたる船夫の退職手當金並びに共濟會新設の件神戸支店船夫にも適用せられ庶右該支店船夫一同を代表して及懇願候也
 昭和七年四月十三日

神戸市海岸通三丁目二六
 神戸海友同志會
 會長 赤崎寅藏

株式会社富島組
 神戸支店長 森山房次郎殿

昭和七年六月二十七日附をもつて取り交したる協定書

富島組神戸支店船夫扶助規則

第一章 總則

第一條 本會社船夫及其ノ遺族ニ對スル業務上ノ傷害、疾病、死亡及退職其他特別給與ニ關レテハ本規則ニ依リ扶助ヲ爲ス
 前項ノ扶助ヲ得クベキ者民法ニ依リ同一原因ニ付キ損害賠償ヲ受ケタルトキハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除ス
 第二條 本則ヲ改正又ハ増補セムトスルトキハ豫メ神戸海友同志